

第 1 回 近江八幡市 廃棄物減量等検討委員会 議事要旨

【開催日時】

平成 23 年 2 月 17 日（木） 13 時 30 分～

【開催場所】

近江八幡市役所 4 階 第 3・4 委員会室

【内容】

- 委嘱状交付
- 委員紹介
- 委員会設置要綱説明
- 委員長・副委員長選任

【説明】

- 委員会設置要綱説明
 - ・任期は H23.2.17～H23.3.31（H23.4.1 移行は推進審議会に移行）
- 近江八幡市のごみの現状について
 - ・近江八幡地域（旧近江八幡市）は、滋賀県下において唯一指定ごみ袋のない地域である。
 - ・H20 年度の近江八幡市の実績では、1 人 1 日当たりのごみ排出量（g/人・日）は 1,005g で、近江八幡地域に限定すると 1,060g となり、同年の一般廃棄物処理実態調査（環境省）の全国平均 1,033g、県平均 938g を大きく上回る。
※安土地域の実績は 701g
 - ・H20 年度の近江八幡市の実績では、リサイクル率は 13.9% で、近江八幡地域に限定すると 11.8% となり、同年の一般廃棄物処理実態調査（環境省）の全国平均 19.6%、県平均 18.1% と比較するとかなり低くなっています。
※安土地域の実績は 31.3%（中部清掃組合では焼却灰のスラグ化を行っているため高く、スラグ化を除くと 26.7%）
 - ・近江八幡地域のごみ総排出量（特に家庭系ごみ）が他都市に比べて多くなっている要因やリサイクル率が低い要因については、地域特性やごみの排出特性にもよるが、「県下で唯一指定ごみ袋制が導入されていない地域」であるため、分別効果や削減効果が指定ごみ袋収集を導入している他市に比べて低いことや、指定ごみ袋収集でないため家庭系ごみと事業系ごみが明確に区分されていないことなどが考えられる。
 - ・近江八幡地域は指定ごみ袋制を導入していない地域であるため、市販の水色や黒色のポリ袋やレジ袋でごみを出すケースが多く見受けられるが、マナーが悪い場合には段ボールや不透明な肥料袋など、中身の見えない袋でごみを出すケースが

後を絶たない。中身が見えないため、分別が適正に行われず、収集の危険性を伴っている。

- ・ H20 の 6 都市家庭ごみ組成調査（環境省）では、重量比で家庭ごみにおける可燃ごみの内、約 40%が厨芥類（生ごみなど）で、約 30%が紙類であるため、近江八幡市でもこれらの分別を推進する必要がある。

【議事要旨】

○近江八幡市の指定ごみ袋制について

- ・ ごみの減量化と資源化を図るための一つの手法として、H24.4.1 からの市内全域での指定ごみ袋制の導入に向けて有料化も含めて検討を行う。
- ・ これまで近江八幡地域では、指定ごみ袋制並びに分別の細分化等については、「新施設の稼動に合わせて実施する」としてきたが、新施設整備の進捗状況と現施設におけるごみ処理の現状を踏まえると、早急に指定ごみ袋制を導入する必要がある。
- ・ 全国的には、指定ごみ袋制の導入率は可燃ごみ袋で約 80%、不燃ごみ袋で約 60%の市町村で導入されており、不燃については指定ごみ袋のかわりにコンテナによる収集を行っている市町村もある。
- ・ 環境省の推奨する 1 円/ℓでは、45ℓの指定ごみ袋が 45 円となるため安土地域では現在 6.33 円のため 7 倍の値上げになるため検討が必要。
- ・ 安土地域では、6.33 円の指定ごみ袋が定着しているため、いきなり 45 円ではなく中間的な 20～30 円くらいの価格設定についても検討が必要。
- ・ 安土地域は既に中部清掃組合の指定ごみ袋があるので、近江八幡地域のための導入とした場合、製造ロットが少なくなるため単価に影響を及ぼす。
- ・ 安土地域は現在の中部清掃組合の指定ごみ袋のままで、近江八幡地域だけの導入で価格を別に設定するという考え方もあるが、中部清掃組合の指定ごみ袋の価格については中部清掃組合の条例で定められているのではなく、各市町の条例で定めることになっているため、近江八幡市においても手数料条例で指定ごみ袋の価格を定めると、市内で統一した価格設定となる。
- ・ 指定ごみ袋の導入に当たっては、既に安土地域で導入されているため、市内全域での整合性を踏まえて導入していく。
- ・ 価格については、同一市内で格差が生じないように考慮しなければならない。
- ・ 指定袋を有料化した場合、安土地域の指定ごみ袋を中部清掃組合の指定ごみ袋のままにしておく、同じ袋が東近江市、竜王町、日野町で有料化しない安い価格で購入することができるため意味をなさない。
- ・ 基本的な事項については、袋の規格（種類・大きさ・材質・色など）や販売価格、或いは流通経路（販売方法・販売先など）等について、全国や県内の状況を参考にしながら、検討していく。
- ・ 費用面での負担が発生するため、使用枚数を節減しようとする動機（インセンティブ）が働くため、ごみの発生抑制効果や、ごみと資源の分別が促進され、減量化・資源化につながる。（ごみ袋の有料化により、単価を高く設定すればするほ

ど、その効果は大きい)

- ・ 現在ごみを多く出す人も少ない人もごみ処理費用は全て市が負担しているため、ごみ袋を多く出す人ほど費用負担が増えることになり、公平性が図れる
- ・ 全国的にもごみの処理費用の一部を負担する「ごみ袋の有料化」が推奨されており、県下においても多くの自治体が導入している。
- ・ 指定ごみ袋の導入に併せて、資源化の啓発を行う。
- ・ 指定ごみ袋制は、指定ごみ袋に入るか入らないかという判断で可燃ごみ・不燃ごみと粗大ごみとが容易に区分できるため、市民にも理解しやすく、ルールが厳守できる。
- ・ ごみ袋の記名式については、自分のごみに責任を持つという観点からマナーの向上につながる（プライバシーなどの問題も指摘されているが、全国的にも積極的に導入されている）
- ・ 指定ごみ袋の導入に伴い、不法投棄が増える可能性がある。（価格が高いほど）
- ・ ごみを減量するためには、自治会との連携が必要である。
- ・ 各地区でごみ減量コンテストなどを実施してごみ減量を競う方法もあるが、収集するごみの計測が現在の収集体制では無理で困難である。
- ・ 近江八幡地域のごみステーションは青空型（路上）が多いため、組立移動式のごみステーションを考えるなど、ごみステーションのあり方と指導をどのようにして行くのが課題である。（有料化による収益を活用した補助金制度の検討）
- ・ 湖東広域衛生管理組合のごみ処理施設リバースセンターのように、可燃ごみを固形燃料化（RDF）をしてリサイクル率を上げる方法もあるが、全国で連続して大きな事故があり、何日も火が消えなかったことがあったため、最近ではどの市町村も取り入れていない。
- ・ 次回までに県内市町のごみ分品目を調べて、比較できる資料を用意する。
- ・ 次回までに近江八幡市の 10 または 1kg 当たりの処理費用を調べる。